

国民健康保険への国庫負担減額調整措置の見直しを求める意見書

子どもや重度心身障がい者等の医療費助成制度において、地方単独事業として支払い方法を現物給付として実施した場合、国民健康保険への国庫負担において減額調整措置がなされ、自治体における国民健康保険財政の負担となっている。

このような中、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県が財政運営の責任主体となることなどが盛り込まれた、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、今国会において成立したところである。

国民健康保険改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担の調整措置を見直していくことなどが、今後の検討課題となっている。

現在、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として子どもや重度心身障がい者等に対する現物給付による医療費助成の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

また、平成26年度補正予算で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体もある。

このようなことから、地方単独事業による子どもや重度心身障がい者等に係る医療費助成による国民健康保険の国庫負担減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年7月1日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	} あて
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣 （少子化対策）	
衆・参両院議長	